

第8章 農村振興局

第1節 農山漁村及び中山間地域 対策等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

このため、豊かな自然環境や伝統文化に恵まれた農村が、農業者はもとより幼児から高齢者まですべての地域住民にとって、また、都市住民からみても、活力と魅力ある地域社会となるよう努めた。特に少子高齢化の進行等も踏まえ、高齢者や女性が暮らしやすく活動しやすい農村の形成を図った。

また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

その際、農山漁村の有する自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しつつ、また農村の有する豊かな自然環境との調和を図り、国民共通の財産として、個性ある魅力的な農山漁村づくりを効果的に進めるため、農林水産省の今後の施策の展開方向を明確化することを目的とした「水とみどりの『美の里』プラン21」を策定した。

また、少子高齢化の一層の進展や厳しい財政状況に

かんがみ、一つの市町村では対応できない諸課題が増加していることを踏まえ、平成13年8月に政府市町村合併支援本部がとりまとめた「市町村合併プラン」に各種事業を盛り込み、地域の共通の課題に対し複数の市町村が広域的に連携・機能分担を図りつつ施設整備を行うなど効率的・効果的な地域づくりを進めた。

さらに、農村の自立的な発展を図るため、地域住民が誇りと意欲を持って自主的な取組を展開することが重要であることにかんがみ、多様な主体の参加と連携による個性ある地域づくりを推進した。

また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に設置された地域再生本部において「地域再生推進のためのプログラム」が決定された。農林水産省に係るものとしては、遊休化している補助対象施設の転用等による有効活用、農地転用の許可申請手続の円滑化、バイオマスタウン構想の実現に向けた取組み、都市と農山漁村の共生・対流の推進等の支援措置があげられている。

さらに、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）を踏まえて取りまとめられた「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」（平成13年8月30日公表）において、今後取り組むべき施策の柱の一つとして、都市と農山漁村の共生・対流が実現するよう、人・もの・情報が循環する共通社会基盤（プラットフォーム）を備えた新たなむらづくりを推進することを示した。

都市と農山漁村双方の生活・文化を享受する新たな生活様式の普及を目指した国民運動を推進するため、民間主体の「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」（通称「オーライ！ニッポン会議」）が発足し、広く国民に向けた情報発信等を行っており、これらの活動に対して関係府省と連携し、支援・協力を行った。

2 中山間地域等の振興

中山間地域等は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供

等の面でも重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域等は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化による担い手の減少や耕作放棄地が増加するなどの実状にある。

このような中山間地域等の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度や新山村振興等農林漁業特別対策事業を中心とした各種の事業を実施することにより、中山間地域等の活性化に努めている。

(1) 各 種 事 業

ア 新山村振興等農林漁業特別対策事業

山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした多様な地域産業振興、山村と都市の交流の促進と、これを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に重点を置いた総合的な地域振興施策を展開することとし、15年度は388地区において、国費109億3,660万円の補助を行っている。

事業内容は次のとおりである。

- (ア) 事業対象地域は、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法及び特定農山村法により指定された地域
- (イ) 事業費規模は一般型にあっては2.2億円、全部山村・特定農山村型にあっては3.3億円、広域型にあっては4.4億円
- (ウ) 補助対象事業は以下のとおり
 - a 農林漁業振興事業
地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な近代化施設等の整備を行う事業
 - b 就業所得機会創出事業
地域の特性と資源を活かした多様な就業形態を可能とする施設等を整備する事業
 - c 山村・都市交流促進事業
多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設等を整備する事業
 - d 自然景観保全推進事業
森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、集落機能・地域景観の保全を図るために必要な施設等を整備する事業

e 定住促進生活環境整備事業

地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等を整備する事業

f 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業

高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等を整備する事業

g 山村振興等地域連携推進事業

事業内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組と合意形成を図るための企画・調整・調査等を行う事業

イ 特定農山村総合支援事業

特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画に即したソフト活動を地域の実情に応じて計画的に実施するための財源として、市町村が中山間地域振興資金の造成に必要な経費について補助率1/3を助成し、中山間地域の活性化の取組を支援するもので、平成15年度は59市町村において国費2億1,045万円の補助を行っている。

ウ 離島・へき地電気導入事業

農山漁村電気導入促進法に基づき、電気の導入をしようとする農林漁業団体に対して、農林漁業金融公庫資金の融通を行ったほか、離島振興対策実施地域の電気導入事業につき、都道府県が補助する場合に要する経費に対しての補助を行っている。

(2) 中山間地域等直接支払制度

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、(ア)～(ウ)の要件に該当する農用地区域内に存する1 ha以上の一団の農用地

(ア) 急傾斜農用地

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

- (ウ) 草地比率の高い地域の草地
- (エ) 市町村長が必要と認めた農用地(緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地)
- (オ) 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

- (ア) 事業実施主体 市町村
- (イ) 予算額 230億36万3千円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、中山間地域等直接支払交付金制度の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく対象地域及び対象農用地の指定並びに対象行為の確認等が行われることが必要である。

このため、都道府県及び市町村が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対し助成する中山間地域等直接支払推進事業を実施している。

予算額 6億14万8千円

3 特定地域の振興

ア 山村振興対策

15年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備2,761億2,669万円、地域農林水産業の生産振興2億1,045万円、各種支援活動の展開による地域の活性化14億3,601万円、農林地の有する国土・環境保全機能を維持・保全するための支援378億9,430万円、公益的機能の高度発揮のための森林の整備等林野庁関連3,348億6,069万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

イ 特殊土地地帯対策

鹿児島県のシラス等災害を受けやすい特殊土地地帯の対策として国土交通省、総務省等とともに各種施策を実施。15年度の農林水産業関連予算は、治山187億4,600万円、農業農村整備829億8千万円である。

なお、事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

ウ 過疎地域対策

15年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備2,792億7,500万円、地域農林水産業の生産振興2億1千万円、各種支援活動の展開による地域の活性化13億1,700万円、農林地の有する国土・環境保全機能を維持・保全するための支援376億7千万円、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等林野庁関連3,348億6,100万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

エ 豪雪地帯対策

15年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業関係予算は、農業関係3,197億9,700万円、林業関係922億7,700万円、水産業関係1,889億8,700万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

オ 半島振興対策

15年度における農林水産省の関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備1,564億4,500万円、農林地の保全・管理活動等への支援356億4,600万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

カ 離島振興対策

15年度における離島振興に関する農林水産業関係予算は、

- (ア) 国土保全関係35億9,100万円(うち治山19億4,600万円、農地海岸4億2,600万円、漁港海岸12億1,900万円)
- (イ) 産業基盤整備553億7,300万円(うち農業農村整備110億6百万円、森林整備23億6,700万円、水産基盤整備420億円)

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

キ 奄美群島振興対策

15年度における奄美群島振興に関する農林水産業関係予算は、

- (ア) 公共事業では、
- a 国土保全関係 5 億 6,700 万円（うち治山 3 億円、農地海岸 2 億 1 百万円、漁港海岸 6,600 万円）
 - b 産業基盤整備 151 億 3,900 万円（うち農業農村整備 120 億 5,900 万円、森林整備 8 億 7 百万円、水産基盤整備 22 億 7,300 万円）
- (イ) 非公共事業では
- a さとうきび生産対策 256 億 8,400 万円の内数
 - b 植物防疫対策（特殊病虫害特別防除等）1 億 4 千万円の内数
- である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

ク 活動火山周辺地域防災営農対策

火山の爆発に伴う降灰等により農産物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのある地域に対し、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 8 条により都道府県知事が策定した防災営農施設整備計画に基づいて行う、防災営農施設の整備等に対し補助している。

15 年度は、鹿児島県第 10 次、宮崎県第 7 次防災営農施設整備計画（いずれも 14～16 年度）に基づき防災営農対策を実施した。

15 年度における防災営農対策の実施状況は表 1 のとおりである。

表 1 15 年度防災営農対策の実施状況（事業費）
（単位：千円）

鹿児島県	
公共事業	
畑作振興深層地下水調査事業	5,400
非公共事業	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	2,698,636
宮崎県	
非公共事業	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	245,625

4 都市と農村の交流等の促進

(1) 新グリーン・ツーリズム総合推進対策

この対策は、共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の受発信機能の強化、グリーン・ツーリズムの起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備等について、総合的に推進するものである。

事業内容は次のとおりである。

ア グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業

共生・対流に向けて様々な形で個別に行われて

いる各種の取り組みを統合した国民運動の一環として、都市住民の潜在的需要を踏まえたグリーン・ツーリズムの新たなスタイルを提案するとともに、シンポジウム、イベント開催等による都市住民等への普及を図るものである。

(ア) 事業主体 都道府県

(イ) 補助率 1/2 以内

(ウ) 予算額 2,458 万円

イ グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業

都市側の動きの支援や都市と農山漁村のつながりの強化を図るため、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化、教育関係者、NPO、関係企業等と受入側とのマッチング活動等を総合的に推進するセンター機能の確立を図るものである。

(ア) 事業主体 民間団体

(イ) 補助率 定額

(ウ) 予算額 9,661 万 8 千円

ウ グリーン・ツーリズムビジネス育成事業

グリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、交流・体験サービスのニーズに即した多様な展開と魅力向上のための調査検討、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家や各種体験活動等の企画・立案・調整を行うコーディネーター、地域ぐるみのグリーン・ツーリズムを運営するマネージャー、地域を熟知する「農の達人」、「食の達人」等体験指導員の育成・確保を図るものである。

(ア) 事業主体 民間団体、都道府県等

(イ) 補助率 定額、1/2 以内

(ウ) 予算額 1 億 3,043 万円

エ 地域連携システム整備事業

モデル地区において地方自治体、NPO、農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参画した、地域の農山漁村資源の再評価等を行うワークショップ活動等を通じ地域の自発的な取組みにより都市住民を受け入れる地域連携システムの整備を図るものである。

(ア) 事業主体 都道府県、市町村等

(イ) 補助率 1/2 以内

(ウ) 予算額 1 億 596 万 2 千円

オ やすらぎ空間整備事業

茅葺き農家、谷津田等の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備するとともに、美しい自然や農山漁村景観の保全・再生を図るものである。

(ア) 事業主体 市町村、農業協同組合等

(イ) 補助率 1/2 以内（沖縄県にあっては 2/3 以

内)

(ウ) 予算額 6億2,828万8千円

(2) 都市農業支援総合対策事業

この事業は、都市農業の維持・振興を図るとともに、都市住民との共生に資するため、多様な都市住民も参加した都市農業のビジョン策定、農業ボランティアの育成、農業者と都市住民のふれあい活動の推進及び土地基盤等の整備、ふれあい・交流の場の整備等、都市住民の農業に対する理解を深め、都市住民の需要に即した農業振興を推進するものである。

ア 事業主体 都道府県、市区町村、農業協同組合等

イ 補助率 1/2以内

ウ 予算額 1億2,499万円

(3) 遊休農地解消総合対策事業

この事業は、地域の自主性・創意工夫の発揮を通じた遊休農地の解消活動の支援を行うとともに、遊休農地の農業的利用の推進を図る土地条件の整備等を行うことにより、優良農地を確保、地域農業の振興、土地利用の秩序化の計画的な推進を図るものである。

ア 事業主体 都道府県、市町村、農協等

イ 補助率 1/2以内

ウ 予算額 1億801万円

5 農村における就業・所得機会の創出等

(1) 農村地域への工業等導入の促進

ア 「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、15年3月末現在で1,215市町村において8,354社が導入され、約51万人が雇用されている。

イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次の事業を実施した。

(ア) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地方公共団体等による工場用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業について、15年度には9年度から14年度までの融資額97億円について引き続き利子補給を行い、新たに5億円の融資を行った。

(イ) 農業構造の改善を促進するため46年度からは場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業及び農業用排水整備事業を内容とする工業等導入関連農業基盤整備事業（農村総合整備事業の地域開発関連整備事業）を実施してきたが、15年度には、継続10地区について事業を実施した。

(ウ) 農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、工業等の導入についての情報の収集及び提供、調査、広報並びに指導を行うことを目的とする財団法人農村地域工業導入促進センターに対して、運営費の助成を行った。

(2) 農業就業改善対策

ア 就業機会創出支援事業

農業者の就業環境の整備、就業機会の確保を図るため、次の活動を実施した。

(ア) 都道府県段階においては、事業の実施方針の企画立案を行うとともに、市町村段階の行う就業に関する農業者への指導・助言活動、地域資源の活用活動、企業誘致活動に対して指導等を行った。

(イ) 不安定兼業農家比率が高い等の条件にある市町村段階においては、地域の就業環境の改善方策を策定するとともに、農業就業面、農外就業面に係る問題を有する農業者に対しての指導及び助言、改善方策に基づく具体的な活動の検討・改善活動を実施した。

(ウ) 農産物等の地域資源を利活用した内発型の産業創出に積極的に取り組んでいる市町村においては、地域資源活用方策の検討を行うとともに、取り組みを行う農業者等のグループに対する助言・指導活動を実施した。

(エ) 農村地域工業等導入に積極的な市町村においては、農村地域工業等導入実施計画の策定に関し、検討を行うとともに、工場用地等の条件等についての広報活動等を実施した。

イ 国際農業交流促進特別対策事業

全国拓植農業協同組合連合会(JATAK)は、中南米諸国等の農業者組織との提携によりこれらの農業者との技術及び情報の交流、農業技術普及交流センター活動及び資金協力等を推進することにより、中南米諸国等の日系農業者の経営近代化及び我が国の国際協調の促進に資する活動を行った。

農林水産省は、JATAKの行う国際農業交流促進特別対策事業について1億8,262万円を交付し事業の推進を図った。

(ア) JATAKの行う国際農業交流促進特別対策事業

a 地域農業プロジェクト協力事業

日系農業者の技術基盤等の強化のため、重点地区を対象に、専門家による技術指導、リーダー育成、研修生の受入れ等をパッケージしたプロジェクト協力事業を実施した。

b 農業技術普及交流センター活動事業

農業技術の試験研究、成果の普及等を行う農業技術普及交流センターの施設・備品を整備し、研究員による試験研究を行うとともに日系農業者等に対する研修等を通じて日系農業者等間の交流及び技術、情報等の普及を図る事業を行った。

c 資金援助推進対策事業

日系農業者等に対する資金援助を推進するため、農業援助資金及び農地取得資金を融通した金融機関に対し、利子補給を行った。

d 農業交流推進活動

国際農業交流促進特別対策事業の円滑な推進と発展方向を位置づけるための検討委員会を開催するとともに、農業交流に関する啓蒙普及資料等の各種情報提供を行った。

(4) 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会と社団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について債務保証を行った。

(3) 外国人研修

・外国人研修制度の適正な推進・技術実習制度定着化のための調査

送り出し機関・受入れ機関の研修状況、技能実習ニーズの把握、技能実習対象職種の解説資料作成等を目的として、(財)国際研修協力機構に対し、1,194万6千円で委託した。

第2節 農用地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために

同法の一部が改正され、50年7月から施行された。

また、59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための同法の一部が改正され、同年12月から施行された。

更に、11年には農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、12年3月20日に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

11年改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が12年3月17日に定められた。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた(沖縄県については、47年度に定められた)。

(3) 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、15年3月末現在3,037地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,719万haに達しており、国土面積の約45%を占めている。

(4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、15年3月末現在3,031の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、15年3月末現在約494万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約426万haであり、農業振興地域内の農地の約9割が農用地区域に含まれている。

(5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知

事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、登録免許税と不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

(6) 条例に基づく地域の農業の振興に関する計画

近年、住民主体の地域作りに対する関心の高まりに応じて、市町村が住民の間で今後の土地利用の方向性についての合意形成を図りつつ、条例に基づく土地利用計画等を策定することにより、景観等に優れた魅力ある農村づくりに取り組む動きが拡大している。このような取組みの中でも、今後の農地の利用について住民の間での合意形成を図りその保全と効率的な利用を確保しようとするものは、優良農地の保全や効率的な利用に資するとともに望ましい土地利用の実現に資するものと考えられる。

このため、市町村が条例に基づき定める地域の農業振興に関する計画において、当該計画に係る区域内の農用地等の保全と効率的な利用を確保するために計画的に農用地等以外の用途に供される土地の区域と当該区域において設置する施設を定めている場合であって、一定の立地要件等を満たす施設の用に供される土地についても、農用地区域の設定との整合性を図り、農用地区域からの除外が可能となる措置を位置づけた。

(7) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

農山村地域における土地利用については、食料の安定供給の確保を図る観点から、必要な優良農地を確保しつつ、地域の社会・経済上必要な非農業的土地利用に適切に対応する必要がある。

このため、地域の農業の振興の観点から、市町村が作成した「地域の農業の振興に関する計画」において定められた施設であって、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものについては、公益性が特に高いと認められる施設として、計画的に対応する措置を11年法改正により位置付けている。(従来の通達に基づく農村活性化土地利用構想及び農業集落地域土地利用構想は11年法改正により廃止)

2 集落地域整備法

(1) 法制度及びその趣旨

都市近郊等の農村では、都市計画区域と農業振興地域の重複する地域を中心に、都市住民と農村住民の混住化、兼業化の進展等から、虫食いの農地転用等による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動等による

居住環境の悪化等の問題が生じている。

このような状況に対して、集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域（集落地域）において、地域の合意形成を踏まえ、良好な営農条件及び居住環境の確保を図り、適正な土地利用を実現することを目的として、集落地域整備法（昭和62年法律第63号）が制定された。

(2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、都道府県知事が、集落地域整備基本方針を定め、次いでこれに沿って市町村が当該集落地域について具体性のある整備計画を明らかにした集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を定める。集落地区計画は、道路、公園等の施設整備並びに土地の利用に関する計画をその内容とする。集落農業振興地域整備計画は、土地の農業上の効率的な利用、農用地及び農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。集落地区計画の区域については、市街化調整区域内における開発許可の特例として認可を受けることができる。一方、集落農業振興地域整備計画の区域については、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる等の措置が講じられている。

3 農地転用の状況

(1) 全体の動向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、平成13年は農地転用面積では初めて2万haを下回り、平成15年には、1万8,004ha(対前年比98.8%)、採草放牧地では71.6haとなっている。

(2) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が28.3%、「その他の業務用地」が33.2%、「道水路・鉄道用地」が12.0%で、これら三者で全体の約74%を占める。

(3) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体」(33.2%)、「農家以外の個人」(28.7%)、「農家」(19.8%)でほとんどを占めており、農地法第4、5条該当以外（農業経営基盤強化促進法該当を除く）では「地方公共団体」(47.5%)が過半を占め、次いで「農家」(17.2%)、「国」(15.8%)となっている。

第3節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

食料・農業・農村基本法の基本理念である、食料の安定供給の確保、農業農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

このため、平成15年度においては、麦・大豆・飼料作物の生産振興に資する水田の汎用化の推進、野菜・果樹等の生産振興のため畑作地域の産地形成支援の強化、食料安定供給の基盤である基幹的水利施設の適時適切な整備・更新、食料安定供給と安全な地域づくりとして農地等の防災保全の推進、農村地域の情報化・高齢者福祉・環境保全等多様なニーズに対応した新たなインフラ整備の推進、中山間地域の活性化のための生産基盤と生活環境の一体的な整備の推進を図るため、計画的かつ効率的に事業を実施した。

(2) 土地改良長期計画

平成15年度から19年度までの5箇年間を計画期間とする新たな土地改良長期計画が平成15年10月10日に閣議決定された。

新たな計画は、食料・農業・農村基本法の制定や土地改良法の改正等を踏まえ、平成18年度までの第四次計画を途中で打ち切り新たに策定したものであり、社会経済情勢の変化に機動的に対応できるよう計画期間を10年から5年に短縮している。

新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対する成果を念頭に、「いのち」、「循環」、「共生」の観点から、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従来の「事業費」を内容とした計画を改め、「達成される成果」に重点を置いた計画としている。

また、本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、施策連携の強化、既存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備、多様な主体の参加の促進、事業評価の厳正な運用と透明性の確保、工期管理とコスト縮減の観点等を踏まえて、効率的かつ効果的に事業を実施することとしている。

計画期間内における、政策目標ごとの目指す主な成果及び事業量は次の通りである。

① 農用地総合整備事業

【意欲と能力のある経営体の育成】

<目指す主な成果>

農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

<事業量>

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として、約13万 ha の農地において整備を実施

【総合的な食料供給基盤の強化】

<目指す主な成果>

水稻と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上

<事業量>

約6.9万 ha の農地において、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を実施

【循環型社会の構築に向けた取組】

<目指す主な成果>

・家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量

45% (H14) → 55% (H19)

・農業集落排水汚泥のリサイクル率を計画期間内に約280万 t 増加

<事業量>

・家畜排せつ物等をたい肥、エネルギー等として利活用するための施設の整備を約120地区において実施

・農村地域における資源循環の促進を図るため、農業集落排水汚泥のリサイクルを約940地区で新たに実施

【自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造】

<目指す主な成果>

・田園自然環境の創造に着手した地域

約500地域 (H14) → 約1,700地域 (H19)

【個性ある美しいむらづくり】

<目指す主な成果>

・污水处理人口普及率

76% (H14) → 86% (H19)

・農業集落排水処理人口普及率

39% (H14) → 52% (H19)

<事業量>

・農業集落排水施設の整備を約1,600地区において実施

② 基幹農業用排水施設整備事業

【安定的な用水供給機能等の確保】

＜目指す主な成果＞

基幹的農業用排水施設が有する延べ250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

③ 防災事業

【農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献】

＜目指す主な成果＞

・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積

約100万 ha (H14) → 約76万 ha (H19)

＜事業量＞

それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約4,500地区で総合的に推進

2 農業生産基盤整備事業

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積

おおむね3,000ha以上(畑地帯にあっては、1,000ha以上)、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上(畑地帯にあっては、100ha以上)にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 15年度における整備の目標

新たな長期計画において基幹農業用排水施設整備事業については、既存ストックを有効活用するとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図ることとしている。

したがって、15年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、着実な推進を図った。

ウ 事業実施の状況

表2 15年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水	(174,353,000)															
	208,930,173	75	(5)	4	12	91	44	(3)	2	11	57	4	(—)	0	1	5
(一般型)	(171,421,747)															
	204,920,173	73	(4)	4	12	89	44	(3)	2	11	57	4	(—)	0	1	5
かんがい排水	196,200,173	69	(3)	2	12	83	36	(1)	1	11	48	4	(—)	0	1	5
国営造成土地改良施設整備	3,975,000	4	(1)	2	—	6	2	(—)	1	—	3	—	(—)	—	—	—
直轄明渠排水	3,965,000	—	(—)	—	—	—	6	(2)	0	—	6	—	(—)	—	—	—
(特別型)	(2,931,253)															
かんがい排水	4,010,000	2	(1)	—	—	2	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
土地改良調査計画費	209,300															
補助かんがい排水	(38,611,031)															
	70,537,606	390	(68)	40	—	430	31	(6)	5	—	36	25	(5)	3	—	28
かんがい排水	(35,977,031)															
	65,490,726	331	(58)	25	—	356	29	(6)	3	—	32	25	(5)	3	—	28
一般型	(31,054,961)															
	56,114,868	220	(33)	11	—	231	22	(5)	2	—	24	25	(5)	3	—	28
広域農業基盤緊急整備型	(665,070)															
	1,266,800	5	(2)	—	—	5	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
排水対策特別型	(4,257,000)															
	8,109,058	106	(23)	14	—	120	7	(1)	1	—	8	—	(—)	—	—	—
基幹水利施設補修	(2,634,000)															
	5,046,880	59	(10)	15	—	74	2	(—)	2	—	4	—	(—)	—	—	—

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策」を含む。

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の15年度事業実施額は2,797億円で、事業種別の実施額及び地区数は表2のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

15年度における継続地区は農林水産省75地区、北海道44地区、沖縄4地区計123地区で、これらの地区においては14年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省5地区、北海道3地区計8地区は事業を完了した。

また、15年度においては、新たに農林水産省4地区、北海道2地区計6地区の新規着工並びに農林水産省4地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。(表3)

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補修事業を実施している。

さらに水田農業経営確立対策を推進し、効率的な水田営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行う水田農業経営確立排水対策特別事業を

実施している。

15年度においては、継続地区446地区の事業を推進するとともに、このうち79地区を完了し、また、新たに48地区について着工した。

エ 水資源機構事業

水資源機構は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・独立行政法人水資源機構法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系(利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川)において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業(農業用水関係分)においては、15年度予算事業費317億3,070万円、うち農水補助金額101億8,900万円をもって、愛知用水二期、香川用水施設緊急改築、豊川用水二期、印旛沼開発施設緊急改築及び群馬用水施設緊急改築の継続5地区を実施している。

また、管理事業(農業用水関係分)においては15年度予算事業費117億5,459万円、うち農水補助金額23億4,000万円をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水、豊川用水及び豊川総合用水の継続16地区の施設の管理を実施している。

表3 15年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施計画地区
かんがい排水	農林水産省	児島湾周辺	大和紀伊平野(二期)	小田川二期
		利根中央	筑後川下流白石平野(二期)	和賀中部
		喜界(二期)		あずさ
		西蒲原排水		香川用水土器川沿岸
国営造成土地改良施設整備	北海道	フラヌイ	びっふ	
	沖縄			
	農林水産省	阿賀野川用水	最上川中流	
			神崎川下流	
直轄明渠排水	北海道		双葉	
	北海道	二宮 南帯広		

(2) 水田地帯の整備

ア 経営体育成基盤整備事業

将来の農業生産を担う効率のかつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、農地の利用集積や経営体の育成、生産基盤整備の目標等を定めた基盤整備関連経営体育成等促進計画を策定し、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施するもので、受益面積がおおむね20ha以上で、経営体への経営等農用地面積のシェアの増加及び認定農業者の一定割合以上の増加が図られることが確実である地区について、国庫補助率50%（沖縄75%、離島55%、奄美60%）で実施した。

イ 水田農業振興緊急整備事業

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積（生産調整面積）の概ね5割以上、若しくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

15年度における経営体育成基盤整備事業、水田農

業振興緊急整備事業の実施状況は表4のとおりである。

表4 経営体育成基盤整備事業、水田農業振興緊急整備事業の実施状況

	(単位：千円)	
	地区数	予算額
経営体育成基盤整備事業	1,386	97,610,000
水田農業振興緊急整備事業	28	965,000

(3) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約214万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しており、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、15年度における実施事業の実績及び地区数は表5のとおりであり、総額979億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基

表5 15年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
畑地帯総合土地改良	(9,374,000)															
パイロット	11,105,000	—	(—)	—	—	—	4	(—)	0	0	4	—	(—)	—	—	—
畑地帯総合整備	(48,156,978)															
	86,820,846	351	(46)	26	—	377	113	(17)	19	—	132	21	(3)	2	—	23
担い手育成型	(31,769,000)															
	56,404,721	178	(13)	9	—	187	61	(5)	4	—	65	15	(1)	1	—	16
担い手支援型	(9,825,000)															
	18,263,786	73	(8)	17	—	90	44	(7)	15	—	59	3	(—)	1	—	4
一般型	(4,928,377)															
	9,319,694	58	(8)	—	—	58	5	(3)	—	—	5	1	(1)	—	—	1
緊急整備型	(1,634,601)															
	2,832,645	42	(17)	—	—	42	3	(2)	—	—	3	2	(1)	—	—	2

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む

2 実施額の上段()は国費、下段は事業費

盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。15年度においては、継続地区4地区の事業を推進している。

イ 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

（ア）概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成15年度においては、新規14地区を採択して、事業を推進している。

（イ）事業の仕組み

（内 容）農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）・20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上

・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること。

（補助率）50～75%

ウ 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）

（ア）概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成15年度においては、新規33地区を採択して事業を推進している。

（イ）事業の仕組み

（内 容）農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、土層改良（単独で行う土層改良事業を含む）、農用

地造成、農用地の保全）、営農用水施設（単独で行う営農用水事業を含む）、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）・30ha（沖縄及び奄美20ha）以上

・担い手農家の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上

（補助率）都道府県営：50～75%

（4）基盤整備を契機とした担い手育成対策等

ア 経営体育成促進事業

経営体育成基盤整備事業等の実施を契機とした、認定農業者等の担い手の育成及びこれらの経営体への農地の利用集積を目的として、土地利用調整活動への支援や、より質の高い農地の利用集積の推進を図るため、集積の実績に応じた促進費の交付等に対する補助を行った。

また、経営体育成基盤整備事業等のハード事業の完了時まで、事業地区の農用地面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が、土地改良区等に対し、農家負担金の一部について無利子資金の貸し付けを実施した。

イ 畑利用高度化促進事業

（ア）麦大豆等生産拡大推進事業

水田の汎用化を目的とした基盤整備事業を契機として、麦・大豆等の産地形成に資する活動を行う土地改良区等に促進費を交付した。

（イ）畑地帯産地形成支援事業

畑地かんがい、樹園地整備等が行われる地区について、産地形成に向けた活動に対する促進費の交付、実証展示ほ場の整備等を行った。

（5）農用地再編開発事業

農用地再編開発事業は、未墾地の開発や既耕地と未墾地の一体的整備を行うものであり、既耕地の整備を主体とする国営農地再編整備事業と、農地の造成を主体とする農地開発事業に区分して実施している。事業種別の実施状況は表6のとおりである。

ア 国営農用地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対

表6 農用地再編開発事業の実施状況

	地区数			実施額（千円）		
	継続	うち 完了	新規	計	事業費	国費
国営農地再編整備事業	7	(2)	—	7	13,824,000	11,589,843
農林水産省	4	(1)	—	4	9,220,000	7,817,843
北海道	3	(1)	—	3	4,604,000	3,772,000
農地開発事業						
国営農地開発	1	(1)	—	1	1,020,000	826,157
農林水産省	1	(1)	—	1	1,020,000	826,157
北海道	—	(—)	—	—	—	—
都道府県営農地開発	13	(7)	—	13	2,458,425	1,222,000
農林水産省	12	(6)	—	12	2,402,933	1,178,559
北海道	—	(—)	—	—	—	—
沖縄	1	(1)	—	1	55,492	43,441
奄美	—	(—)	—	—	—	—

象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

15年度は、継続7地区（農林水産省4、北海道3）を実施し、このうち2地区（農林水産省1、北海道1）が完了した。

イ 農用地開発事業

農用地開発事業は、経営規模の拡大や主産地の形成等を目的に、国又は都道府県が事業主体となり、農地造成とかんがい施設、農道等の整備を行う事業である。国が事業主体となる国営農地開発事業については、平成元年度に事業制度を廃止し、継続中の地区の早期完了に向けて事業を推進しているところである。

15年度における実施地区数は、国営1地区（農林水産省1）、都道府県営13地区（農林水産省12、沖縄1）であり、このうち国営1地区（農林水産省1）、都道府県営7地区（農林水産省6、沖縄1）が完了した。

(6) 国営干拓事業

ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締め切り干陸することにより新たに優良農地を造成する事業である。

(ア) 特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型にあっては事業実施の翌年度から、特別型にあっては事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成15年度における特別会計予算額の事業別内訳は表7のとおりである。

表7 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳

（単位：千円）

事業区別		地区数	予算額
一 般	型	2	6,154,000
特 別	型	1	142,000
計		3	6,296,000

(7) 緑資源機構事業

ア 緑資源機構の経緯等

緑資源機構は、昭和31年に設立された森林開発公団が平成11年10月に農用地整備公団の業務を継承し名称を緑資源公団に改組され、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構として設立されたものである。

農用地整備公団の前身である農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなっ

た。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され(昭和57年法律第51号)、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、また、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申にもかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号)により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

平成9年の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、農用地整備公団を廃止し、その業務を森林開発公団に移管することとされ、緑資源公団に改組された。公団の業務の追加に伴い、森林整備及びこれと併せて農用地整備を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的としている。

緑資源公団は現在行っている農用地総合整備事業の実施、調査中の地区の事業のみを継承。海外農業開発の調査業務についても継承し、引き続き実施する。また、食料・農業・農村基本問題調査会の答申(平成10年9月)を踏まえ、森林、農用地の公益的機能を維持増進するため、中山間地域における森林と農用地の一体的な整備を実施することとなった。

平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、特殊法人等の行う業務及び組織形態の見直しが行われ、平成15年10月に緑資源公団は解散し、独立行政法人緑資源機構が設立され、引き続き業務を実施することとなった。

イ 業務内容

緑資源機構は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び中山間地域における森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する特定中山間保全整備事業を実施している。

広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施するもので、広域農業開発事業は、10年度、畜産基地建設事

業は、11年度に完了した。農用地等緊急保全整備事業は、自然条件の特殊性に起因した障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良を短期集中的に実施するもので、12年度に完了した。

なお、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、農用地総合整備事業は、平成15年度新規着工までに地権者の同意等所定の手続きが進められない地区は事業の中止、NTT-A型プロジェクトに対する貸付業務については廃止されることとなった。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので(農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上)、補助率は、工種毎に内地40%~2/3、北海道40~80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域で、必要な施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されている。このため、本事業では、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を図る。補助率は55%以内(基幹農林道は2/3以内)である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 緑資源機構国内業務

a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、利根沼田区域(群馬県)のほか11区域を継続実施するとともに、郡山区域(福島県)について新規着工を行った。

b 特定中山間保全整備事業

15年度に阿蘇小国郷区域(熊本県)について新規着工を行った。

なお、15年度における実施状況は、表8のとおりである。

表8 15年度緑資源機構国内事業の実施状況

(単位:千円)

事業名	区域数	事業費	国費
緑資源機構事業	14	26,098,000	18,235,000
農用地総合整備事業	13	25,598,000	17,924,300
特定中山間保全整備事業	1	500,000	310,700

(イ) 緑資源機構海外農業開発事業

独立行政法人国際協力機構からの委託に基づき、またブルキナファソ国にて砂漠化防止対策推進体制検討調査を、ならびに、チリ国においてプロジェクト方式技術協力事業の実施に対する支援業務（村づくり協力）を実施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、海外農業開発に必要な種々の情報の整備、砂漠化防止や農地・土壌侵食防止に対処するための技術情報の収集分析や実証調査、地下ダムを利用した環境保全型水資源開発等の基礎調査を実施した。

なお、15年度における実施状況は表9のとおりである。

表9 15年度緑資源機構海外農業開発事業の実施状況

(単位：千円)

(1) 受託事業		
開発調査（農業農村開発に関するマスタープラン作成）		
マリ国セグー地方南部砂漠化防止計画調査		
ブルキナファソ国砂漠化防止対策推進体制検討調査		
プロジェクト方式技術協力事業の支援業務		
チリ・住民参加型農村環境保全計画		
受託額		227,780
(2) 補助事業		
海外村づくり基礎調査	補助額	39,500
砂漠化防止等環境保全対策調査	〃	172,676
農地・土壌侵食防止対策調査	〃	172,000
環境保全型水資源開発基礎調査	〃	50,000

表10 15年度土地改良調査計画費

(単位：千円)

事 項	農林水産省	北 海 道	沖 縄
土地改良調査計画費	11,343,802	2,811,582	438,029
(農 地)			
農業基盤整備基礎調査費	206,000	10,500	1,500
農業基盤整備支援調査費	133,200	6,350	5,570
広域基盤整備計画調査費	472,000	154,000	—
地域整備方向検討調査費	539,000	290,000	40,000
国営地区調査費	817,128	578,000	35,000
事業計画管理地区調査費	139,000	26,400	5,440
広域農業基盤整備管理調査費	3,553,194	1,520,364	183,504
都道府県営事業地区計画費	185,510	13,000	14,000
計画技術指針作成調査費	149,363	15,100	5,950
農業水利基本調査費	159,563	8,000	2,150
地下水調査費	108,400	16,400	72,000
土地利用計画調査費	42,600	1,600	600
農村整備・活性化基本調査費	138,200	14,900	14,900
農村基本資源調査費	124,500	14,000	—
農業農村整備事業計画検討調査費	143,125	18,000	10,000
農業生産基盤整備推進調査費	22,000	7,500	3,500
農村整備推進調査費	20,000	8,000	—
農用地基盤管理技術策定調査費	47,900	6,000	—
農村総合開発整備調査費	25,000	13,300	—
農村振興整備状況調査費	43,600	—	—
農村振興目標・方策調査費	24,900	—	—
多面的機能維持増進調査費	125,000	—	—
地すべり調査費	73,000	2,000	—
農業農村整備推進環境保全技術調査費	180,600	—	—
農業用水資源環境基礎調査費	66,500	11,000	2,500
農業農村環境情報整備調査費	53,000	7,000	—
技術調査費	3,283,486	21,570	39,164
事業実施調査費	235,050	10,185	260
土地改良事業等推進調査費	57,693	28,228	273
土地改良施設管理調査費	71,532	10,052	1,248
公団事業推進調査費	28,332	133	—
補助事業審査指導費	66,426	—	470
土地改良専門技術者育成対策費	9,000	—	—
農業生産基盤整備調査計画費補助	70,700	17,500	5,000

表11 15年度国営等地區調査の実施状況

区 分	農林水産省				北 海 道				沖 縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
かんがい排水地区	6	2	8	2	8	1	9	3	1	—	1	1
かんがい排水 直轄明渠排水	6	2	8	2	7	1	8	2	1	—	1	1
農地再編整備事業地区	—	—	—	—	1	—	1	1	—	—	—	—
《国 営 地 区 計》	6	2	8	2	9	1	10	4	1	—	1	1
農用地等整備地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定中山間保全整備地区	1	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
《国 営 等 地 区 合 計》	7	3	10	2	9	1	10	4	1	—	1	1

(8) 土地改良調査計画

ア 土地改良調査計画

15年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等地區調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、基幹的水利施設の整備状況に関する調査、自然環境情報についての現地調査及び収集・整理した既存情報と併せたデータベース化、事業実施地区を対象とした環境配慮工法の実証的なモデル調査及び環境調査配慮手法の体系化等を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表10のとおりである。

イ 15年度国営等地區調査

15年度において、実施した地区は表11のとおりである。

3 農村整備事業

(1) 農 道 の 整 備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地へ輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

(広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がお

おむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5 m以上となっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

イ 広域営農団地農道整備事業

(アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であつて、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3 km以上、車道幅員がおおむね5 m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

ウ 広域営農団地農道整備事業

(中山間活性化ふれあい支援農道型)

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3 km以上、車道幅員は連絡する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費

の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法に基づく地域で行うものにあっては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあっては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

- (ア) 農道の新設または改良（(イ)～(オ)以外）
- (イ) 既設農道の舗装整備
- (ロ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備
- (ハ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農道の新設または改良
- (ニ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施地域において国営農地再編整備事業（中山間地域型）と一体的に行う農道整備事業

オ 農道環境整備事業

既設農道等の環境面からの更新整備や、農道機能強化面からの整備水準の向上を主体とした整備を計画的に行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が30百万円以上、財源は事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域または急傾斜地帯で行うものにあっては採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成15年度における農道整備事業の実施状況は表12のとおりである。

表12 平成15年度農道整備事業の実施状況

（単位：千円）

事業区分	地区数	国費額
広域営農団地農道整備事業	231	40,300,500
一般農道整備事業	392	11,600,000
農免農道整備事業	540	27,500,000

(2) 農村総合整備事業

ア 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等）及び都市農村交流施設（コミュニティー施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施するものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 20 国費 20億8,800万円

イ 農村総合整備統合補助事業

本事業は、平成12年度に第2次地方分権推進計画の趣旨を踏まえて、農村総合整備事業を市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業を創設したものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

国費 124億6,600万円

ウ 集落基盤整備事業

本事業は、都市近郊地域等における農地のスプロール的かい廃による農業生産性及び土地利用の効率性の低下を防止するため、都道府県又は市町村により、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住条件の

整備及び農村地域の交流基盤の整備を一体的に実施するものである。

集落基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 3 国費 6千万円

エ 集落地域整備統合補助事業

本事業は、農村における適正な土地利用に留意し健全な農村地域社会を建設するため、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村、土地改良区等により、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 7 国費 10億1,100万円

オ 地域開発関連整備

(ア) 土地利用秩序形成型

土地利用型農業の構造改善と地域活性化対策の強化、高付加価値農業の生産基盤整備を推進するため、都道府県が定める土地利用調整計画及び高付加価値農業振興計画に従って行うものであって、受益面積おおむね20ha以上、国庫補助率45%で実施した。

(イ) 地域整備関連促進型

地域整備関連総合整備事業は、地域において展開される社会資本や定住環境の整備、就業機会の増大等を目的とした地域の活性化に資すると認められる構想等と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤を総合的に整備し、当該構想の円滑な推進と農業の生産性の向上等を図ることを目的に実施するもので、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理のいずれか又は2以上の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50%（特殊地域55%）で実施した。

(3) 農村振興総合整備事業

ア 農村振興総合整備事業

本事業は、地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、都道府県により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備等を総合的に実施するものである。

農村振興総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 104 国費 68億6,200万円

イ 農村振興総合整備統合補助事業

本事業の実施内容は、上記アの事業と同一であるが、市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業として実施するものである。

農村振興総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 12 国費 39億2,400万円

ウ むらづくり総合整備事業

本事業は、市町村による地域が主体となった個性あるむらづくりを積極的に推進するため、資源循環、生活雑排水処理、市町村合併などに伴う集落機能の強化、土地利用秩序などの課題に関連する補助事業について統合補助金化を図り、市町村の裁量で地区の実状に合わせた事業間配分を行い、事業を総合的に実施することにより、地域の自主性に基づいた地域づくりを推進するものである。

新規採択地区数 15 国費 100億円

(4) 田園整備事業

ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的にを行い、魅力ある田園づくりによる都市との共生の推進に資するものである。

田園空間整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 54 国費 37億8千万円

イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の整備を行うものである。

田園交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 8 国費 6億7,700万円

(5) 地域用水環境整備事業

ア 地域用水環境整備事業

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能（地域用水機能）を有しており、このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められてきている。

本事業は、農業水利施設の適切な維持管理を確

保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくための以下の整備を行うものである。

(ア) 地域用水環境整備型

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整備を実施。

実施地区数 198 国費 34億7,800万円
新規採択地区数 25 新規採択総事業費 61億円

(イ) 歴史的施設保全型

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施。

実施地区数 1 国費 2,600万円

(6) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の成育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の污水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

また、農村地域における資源循環の促進の観点から、平成14年度より集落排水汚泥や処理水のリサイクル計画の策定を新規採択にあたっての要件とした。

国庫補助率は50%（内地、北海道）・60%（奄美）及び75%（沖縄）であり、平成15年度には継続811地区の事業を実施するとともに、210地区について新規着工を行った。

農業集落排水事業の実施状況 (単位：千円)

	14年度	15年度
農業集落排水事業	113,680,000	79,260,000

(7) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域において、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、①過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村、②採

択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合計が都道府県営事業の場合はおおむね60ha以上、市町村営事業の場合はおおむね20ha以上を対象とする。

国庫補助率は、55%（北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%）で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

15年度における実施地区数は、551地区（うち新規50地区）

(単位：千円)

	14年度	15年度
中山間地域総合整備事業	64,439,000	60,215,000

4 農地等保安全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農地等保安全管理事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）

(目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）

(目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助）

(項) 農村整備事業費

(目) 中山間総合整備事業費補助（中山間地域総合農地防災事業費補助）

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 鉍毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱（40年12月24日40農地D第1829号）、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（42年3月8日42農地D第24号）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（60年4月5日60構改D第395号）、公害防除特別土地改良事業実施要綱（47年1月11日46農地D第808号）及び国営総合農地防災事業実施要綱（元年7月7日元構改D第486号）等に基づいて計画的に行われ

表13 15年度農地防災等事業の実施状況

()は全計地区で外数

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
国 営 総 合 農 地 防 災 事 業	46,613,722	35,334,652	(2) 25	2	(2) 27	0
直 轄 地 す べ り 対 策 事 業	5,954,295	5,954,295	7	(1) 0	(1) 7	1
農 地 防 災 事 業						
防 災 ダ ム 事 業	6,755,812	3,568,536	49	12	61	19
た め 池 等 整 備 事 業	39,005,164	20,250,120	866	317	1,183	338
湛 水 防 除 事 業	22,336,218	11,438,585	192	21	213	34
農 地 保 全 事 業						
地 す べ り 対 策 事 業	11,399,946	5,695,000	382	33	415	82
農 地 保 全 整 備 事 業	10,740,480	5,845,000	184	15	199	56
農 村 環 境 保 全 対 策 事 業						
水 質 保 全 対 策 事 業	5,865,139	3,525,000	59	7	66	28
公 害 防 除 特 別 土 地 改 良 事 業	1,602,823	849,000	4	0	4	0
地 盤 沈 下 対 策 事 業	6,114,000	3,308,000	32	3	35	1
総 合 農 地 防 災 事 業	2,816,000	1,540,000	20	4	24	3
中 山 間 総 合 整 備 事 業						
中 山 間 地 域 総 合 農 地 防 災 事 業	3,503,076	1,919,000	68	13	81	9
農 業 用 施 設 災 害 関 連 事 業						
鉍 毒 対 策 事 業	1,020,000	510,000	3	0	3	0
計	163,726,675	99,737,188	1,891	427	2,318	571

ている。

15年度における各事業の実施状況は、表13のとおりである。

(2) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で15年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で15年度は1地区で実施した。

(ロ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で15年度は21地区で実施した。

(ハ) 国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び予防保全基本計画の策定を国が行う事業で15年度は56地区で実施した。

(ニ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業で15年度は15地区で実施した。

(ホ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で15年度は30地区で実施した。

(ヘ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で15年度は222地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業

(ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等

に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備又は水管理体制の再編整備を行う事業並びに土地改良財産管理台帳の諸元や図面等の電算システム開発を全土連において実施する事業で15年度は281地区で実施した。

(イ) 土地改良施設修繕保全事業

国営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で15年度は21地区で実施した。

(ウ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設群を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で15年度は1地区で実施した。

(エ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

(オ) 緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備事業

野菜産地の育成・強化に向けて高度な水利用を可能とするため、水利施設の補完的整備を15年度は2地区実施した。

(カ) 農業水利施設保全対策事業

農業水利施設の長寿命化の観点から、的確な施設の機能診断及び予防保全対策を15年度は32地区で実施した。

(キ) 農業水利保全支援事業

土地改良区等の利水団体が保有する許可水利権の申請に関する資料の作成上、利水団体で対応困難な技術計算の指導等を行う事業で15年度は6地区で実施した。

(ク) 国営造成水利施設保全対策事業

国が策定した予防保全基本計画を踏まえ、施設の長寿命化に資する劣化原因の除去や劣化防止対策等の予防保全工事を行う事業で15年度は16地区

実施した。

(ケ) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業

安全性の向上や技術の進展に的確に対応した管理技術の向上を図るため、指導・援助及び研修等を実施する事業で15年度は31地区で実施した。

(コ) 実施状況（15年度）

予算額（千円）

直轄管理事業	853,005
広域農業水利施設総合管理事業	395,982
国営造成施設水利管理事業	187,000
国営造成水利施設保全対策指導事業	545,000
国営造成水利施設保全対策推進事業	33,000
国営造成施設県管理補助事業	1,789,445
基幹水利施設管理事業	1,373,191
国営造成施設管理体制整備促進事業	3,376,715
土地改良施設修繕保全事業	373,000
水利施設総合管理システムモデル事業	11,430
土地改良施設安全管理推進事業	20,000
緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備事業	35,000
農業水利施設保全対策事業	300,000
農業水利保全支援事業	20,463
国営造成水利施設保全対策事業	422,000
基幹水利施設管理技術者育成支援事業	430,351

5 海 岸 事 業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。15年度における海岸保全事業の実施状況は表14のとおりである。

表14 15年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
海岸保全施設整備事業（直轄）	4,000,000	4,000,000	3	0	3	0
海岸保全施設整備事業（補助）	10,013,898	5,338,800	121	21	142	19
海岸環境整備事業（補助）	1,803,000	601,000	26	1	27	3
公有地造成護岸等整備事業 （統合補助）	15,000	6,000	1	0	1	1
計	15,831,898	9,945,800	151	22	173	23

6 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）」、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

(2) 新 規 災 害

15年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表15のとおりである。

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成15年7月18日から7月22日までの間における豪雨（9月5日指定 政令第396号）

平成15年8月7日から8月10日までの間における暴

表15 15年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄 ・ 代 行	4	797,000
農 地	16,966	30,498,109
農 業 用 施 設	13,896	38,994,560
海 岸 保 全 施 設 等	37	590,400
計	30,903	70,880,069

風雨及び豪雨（10月3日指定 政令第453号）

また、局地的に激甚であった災害については、農地、農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の15年度における事業の実施状況は、表16のとおりである。

表16 15年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄	537,316	535,114
農 地	10,759,912	9,813,275
農 業 用 施 設	16,386,818	15,350,692
海 岸 保 全 施 設 等	146,540	105,778
計	27,830,586	25,804,859
農地災害関連区画整備	33,797	24,275
農 業 用 施 設 関 連	44,462	33,718
海 岸 保 全 施 設 等 関 連	0	0
災害関連農村生活環境施設	289,964	144,981
災害関連緊急地すべり	85,251	52,000
計	453,474	254,974
合 計	28,284,060	26,059,833

(3) 過 年 災 害

14年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち14年度に完了しなかったものの、15年度における事業の実施状況は、表17のとおりである。

表17 15年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	補助金(千円)
直 轄		
14年災	31,893	31,875
農 地		
13年災	50,086	46,885
14年災	882,859	807,416
農 業 用 施 設		
13年災	108,025	104,232
14年災	2,810,208	2,709,760
海 岸 保 全 施 設 等		
13年災	6,432	4,290
14年災	4,180	2,090
農 業 用 施 設 関 連		
14年災	0	0
農地災害関連区画整備		
14年災	0	0
災害関連農村生活環境		
14年災	0	0
計	3,893,683	3,706,548

7 その他の事業

(1) 里地棚田保全整備事業

二次的自然の卓越した中山間地域の里地や棚田では、農業生産基盤等の整備の遅れ、過疎化・高齢化の進行等により、耕作放棄地が増加するとともに土地改良施設等の維持管理が粗放化し、その多面的機能の低下が懸念されている。このため、里地の環境創造区域や棚田において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備や、土地改良施設等の維持管理活動を地域ぐるみで実施していくために必要な施設整備等を実施する。

里地棚田保全整備事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 30 国費 18億円

(2) 農村振興支援総合対策事業（情報基盤整備事業）

本事業は、過疎化、高齢化が進行する中で、農村地域において、効率的な農業経営、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化及び市町村合併後の新たなむらづくり支援に資するために、地方公共団体、土地改良区、農協、公共施設、各農家等をネットワーク化する高度情報基盤等の整備を行うものである。

農村振興支援総合対策事業（情報基盤整備事業）の実施状況を以下に示す。

実施地区数 14 国費 26億9,500万円

(3) バイオマス利活用フロンティア整備事業

本事業は、地域から発生するバイオマスの効率的な利活用を図るため、新技術等を活用したバイオマス利活用施設のモデル的な整備を行うものである。これにより、地域におけるバイオマス利活用のためのシステムを構築し、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図る。

バイオマス利活用フロンティア整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 8 国費 20億円

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成15年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表18のとおりであり、土地改良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりで

ある。

表18 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	6,605	85	6,690
本年度設立地区数	40	1	41
本年度解散地区数	291	1	292
現在地区数	6,354	85	6,439
のべ面積 (ha)	2,904,196	325,964	3,230,160

土地改良事業団体連合会48団体、都道府県土地改良事業団体連合会8,977会員（うち土地改良区（土地改良区連合を含む）5,650、市町村3,109、農業協同組合等218）

(イ) 検査

土地改良法第132条に基づき、土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の検査を実施している。

毎年度の検査は、年度当初に土地改良区等の業務運営の状況及び財務の規模等を勘案して農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分した検査計画を作成し、検査を実施している。なお、これら土地改良区等に対する検査は、原則として3年ごとに行うこととしている。

イ 国営関連土地改良区整備強化対策

国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤が弱く、業務執行体制が不備なものについて濃密な指導を行い、その業務の円滑な推進を図ることを目的とするものである。

ウ 土地改良推進対策

最近における農村社会の都市化、混住化、農家意識の多様化等を背景として、土地改良事業の工事の実施、土地改良施設の管理、土地改良区の運営等に関する諸問題が累積し、かつ複雑化する傾向がある。

このため、都道府県段階で都道府県土地改良事業団体連合会に土地改良管理指導センターを設置し、①土地改良施設の管理指導、②土地改良事業に関する相談等の業務を実施する。また、これにあわせて当該土地改良管理指導センターの活動に対する積極的な指導調整等を行うことを目的として中央段階に中央土地改良管理指導センターを設置し、①都道府県土地改良管理指導センターの組織運営及び業務活動についての指導及び情報の提供、②都道府県土地改良管理指導センターの専門指導員の資質の向上を図るための研修を実施した。

なお、平成15年度は、1億9,900万円を計上し、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が実施した上記各事業に対し助成を行

った。

エ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修がきわめて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来土地改良区等、土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、近年における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業と、土地改良区の統合整備に伴い必要となる土地改良施設の整備補修に要する土地改良区統合整備連携緊急対策事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設改善対策事業を実施するとともに、一定水準以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する転作の団地化に伴う施設改善対策事業の増高分（事業費の2割を限度）に対して助成する団地化対策事業を実施した。

なお、平成15年度の実施状況は、表19のとおりである。

表19 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

(単位：千円)

	14年度	15年度
年 間 総 事 業 費	13,417,507	13,154,282
国 庫 補 助 額	4,105,305	4,025,346

オ 土地改良区総合強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、経営感覚に優れた効率のかつ安定的な経営体を早期に育成していくためには、地域の地縁団体として地区内農地の情報に通じ、農業用水を管理している土地改良区が水と土についての調整機能を十分に発揮していく必要がある。しかしながら、近年の農村地域の都市化・混住化の進行等の中で土地改良区の組織・財政基盤が脆弱化し

てきており、また、末端の水管理や施設の整備補修に集落機能を期待し得ない事態が生じてきている。

このような実情にかんがみ、①土地改良区がおおむね10年を見通した土地改良区組織運営の在り方等の基本となる構想及び地域の実情に応じて統合整備関連構想、集落管理区分調整関連構想、適正管理区域関連構想又は土地利用調整関連構想のいずれかの活性化重点構想を策定する活性化構想策定事業、②土地改良事業団体連合会の支援の下、都道府県の統合整備基本計画及び活性化構想に基づき土地改良区の合併、合同事務所の設置や土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業、③都市化・混住化による農外利用の影響を受けている農業用排水路などを管理する土地改良区が、市町村と管理費用の分担計画の策定を行う「市町村協議型」、平成15年度から土地改良区が地域住民やNPO等と一体となって環境に配慮した維持管理活動を行うため協定を締結し、地域住民等の土地改良施設管理への参画を促す「環境創造・住民参画型」からなる農業用排水路等利用調整活用促進事業、④集落管理組織の脆弱化に対処し、今後とも農業用排水施設の適正な維持管理を図るため、農業用水管理系統再編計画の策定を行う農業用水管理系統再編整備事業を実施した。

なお、平成15年度予算額は、2億4,992万円である。

(2) 農用地の集団化

ア 換地処分等促進対策

換地処分等の促進を図るため、全国土地改良事業団体連合会に中央換地センターを、都道府県土地改良事業団体連合会に道府県換地センターを設置するとともに、都道府県、中央換地センター、道府県換地センター及び全国農業会議所による換地処分又は交換分合に関する講習、指導等の啓発普及、技術者育成対策、異議紛争の処理対策及び農地の連坦化の促進指導活動等を実施した。

なお、平成15年度予算額は、3億1,631万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

イ 農用地集団化事業

(ア) 交換分合及び換地処分による農用地の集団化

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上できわめて重要であるので、土地改良法に基づき、ほ場整備事業等に伴いその事業主体が行う換地処分及び農業委員会等が実施主体として行う交換分合を実施した。

(イ) 交換分合附帯農道等の実施

農用地の交換条件を整備し、集団化事業の推進を図るとともに大型機械の導入による労働力の節減など集団化効果を一層向上させるため、交換分合事業と一体の計画のもとに実施する農道等の整備、ほ場均平の整備を実施した。

(ウ) 農用地集団化事業の実施状況

平成15年度における事業の実施状況は表20のとおりである。

表20 農用地集団化事業実施状況

種 別	事業費 (千円)	補助金 (千円)
農 用 地 集 団 化 事 業		
農林水産省	518,026	270,786
北 海 道	230,920	124,996
沖 縄	20,947	16,620
計	769,893	412,402
交 換 分 合 附 帯 農 道 等		
農林水産省	0	0
北 海 道	35,696	19,598
沖 縄	—	—
計	35,696	19,598

(注) 事業量欄は、換地等調整及び交換分合の地区数と面積である。

(3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、15年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表21のとおりである。

表21 管理委託実績 (14年度末)

国営土地改良事業完了	
地区数	1,563地区
管理委託済施設数	
ダム、頭首工、揚水機場等	1,253施設
水路、道路	14,551km

(4) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表22のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は補助残資金1,387万円で前年比61.0%、非補助資金は融資実績なしで、合計1,387万円で前年比61.0%となっ

た。

表22 15年度貸付実績額

(単位：百万円、%)

	15年度貸付 実績額 A	14年度貸付 実績額 B	A/B
農業基盤整備資金			
(耕地)	22,907	27,052	84.7
補助	16,173	19,720	82.0
県営	12,909	15,699	82.2
団体営	3,264	4,021	81.2
非補助	6,734	7,332	91.8
一般	6,734	7,332	91.8
利子軽減	0	0	0
担い手育成農地集積資金	12,859	13,404	95.9
合 計	35,766	40,456	88.4

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表22のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額が3,054万円で前年比66.3%であった。

(5) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額(平準化目標額)を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成15年度末現在で、806地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成15年度末現在で1,691地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成15年度末現在で、27地区認定している。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成15年度末現在で、39地区指定している。

オ 平成5年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、平成5年度に認定した58地区に対し、平成15年度は52地区分の利子補給を行った。

2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、国土交通大臣は、取水量が毎秒1 m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表23のとおりである。

表23 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する

処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
10	30	2	32
11	17	1	18
12	11	2	13
13	19	3	22
14	17	0	17
15	26	2	28

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。